

## ○次期地域公共交通計画の策定及び現行計画の変更について

### (概要)

令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、従来の地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され(原則、全ての地方公共団体が作成や実施に取り組む)、本計画に基づき市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むこととなった。

本計画の作成主体については、計画区域と連動して判断するものとなり、その計画区域は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とし、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、複数市町村による共同での作成を検討するものとなっている。

法改正の趣旨と現行計画更新時期を踏まえ、今年度に盛岡広域の複数市町と国、県、有識者を交えた担当者会議を実施し、盛岡広域交通圏の地域公共交通の在り方や複数市町共同による地域公共交通計画の策定などについて検討を行った。

その結果、盛岡広域交通圏の公共交通ネットワークの維持・確保・改善に結びつくとして、各市町の次期地域公共計画として、複数市町共同による「(仮称)盛岡都市圏地域公共交通計画」(以下、「広域計画」という。)を策定するものである。

さらに、広域計画を策定するために、新たに複数市町で法定協議会を設置するものである。

また、現行計画(滝沢市地域公共交通網形成計画)について、計画終期が令和4年度であることから、広域計画の策定期間等を踏まえ、計画期間の延長等の変更を行うものである。

## 1. 広域計画(次期地域公共交通計画)の策定について

### (1) 計画策定のメリットなどについて

- ①広域計画は、広域路線の再編だけでなく、他市町村に跨る地域内交通など効率的かつ実用性のある運行も議論しやすくなる。また、利用促進策(イベント、キャンペーン、バスロケ、サイネージなど)も広域で取り組むことにより予算と時間を有効に使い、利用者にとってもわかりやすい。さらには、インフォメーション(マップ、時刻表など)も交通圏で行うことが望ましく、喫緊の課題である運転手不足問題も広域で取り組める。
- ②単一市町村で計画を作成する場合も、地域内で完結する支線的路線だけを対象とするのではなく、周辺市町村と連携する広域路線(利用者数や収支など具体的な目標設定も必要)も視野に入れて検討しなければならない。よって、広域で計画を作成の方が策定(更新)費用も安価となり、計画の目標設定や検証の重複調査も無く、交通事業者の負担も軽減される。
- ③国庫補助制度(地域間幹線系統補助、地域内フィーダー系統補助)も「地域公共交通計画」に記載することで認定を受けることになる。

### (2) 盛岡広域交通圏

盛岡広域の交通圏は、中心都市の日常的な通勤通学・経済・文化・医療等の影響が及ぶ範囲とし、盛岡市の盛岡駅を中心とした「20km圏域」(JR 定期の利用者増減の境界線)に設定

⇒ 盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、雫石町の5市町(中心市街地や主要交通結節点を網羅)

### (3) 広域計画策定の構成市町

盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町（※紫波町、雫石町は今回の参画は見送り）

### (4) 広域計画策定スケジュール

- 計画策定期間 :約 2 年（令和 5 年度:各種調査、令和 6 年度:策定協議）
- 計画策定時期 :令和 7 年 3 月（予定）

### (5) 各市町現行計画の策定状況と今後の取扱い

- 各市町現行計画（地域公共交通網形成計画）の策定状況
  - ・盛岡市 令和元年 11 月策定（計画終了年度:令和 5 年度）
  - ・滝沢市 平成 29 年 9 月策定（計画終了年度:令和 4 年度）
  - ・矢巾町 平成 30 年 1 月策定（計画終了年度:令和 4 年度）
- 現行計画の今後の取扱い
  - ・各市町の現行計画は、広域計画に移行するものとするが、現行計画の計画終了年度が広域計画の策定予定時期よりも前であるため、必要に応じて現行計画を更新または延長する。
  - ・デマンド交通やコミュニティバスなど、現行計画に位置付けている、もしくは新規による各市町の交通施策は、必要に応じて広域計画の中に位置付けを行う。

## 2. 広域法定協議会の設置について

広域計画策定や策定後の各施策について議論する場として、さらには国の補助制度においては、原則として法定協議会に対して補助を行うこととなるため、法で定める構成員（関係市町村、公共交通事業者、学識経験者など）による広域の法定協議会を設置する必要がある。

よって、盛岡市、滝沢市、矢巾町の 3 市町を中心とした「（仮称）盛岡都市圏公共交通会議」を令和 5 年 4 月に設置するものとする。なお、法定協議会は「全体会」に加え、協議事項などの関係者で構成する「分科会」、各市町毎に合意形成を図る場として「幹事会」などを併せて設置する。

現在、各市町で設置している法定協議会（滝沢市→「滝沢市地域公共交通会議」）は、広域法定協議会の「幹事会」がその役割を担うことから、計画策定時に廃止（移行）する。

## 3. 現行計画（滝沢市地域公共交通網形成計画）の変更について

### (1) 変更理由

- ①コロナ禍の影響を受け、現行計画の施策の事業進捗が芳しくないことに加え、アフターコロナの新生活様式に対する公共交通の在り方や、市役所前の中心拠点商業地区の開発による市内交通体系の見直しなどの検討が必要となったことにより、新計画策定に時間を要するものとなった。
- ②次期地域公共交通計画として、3 市町共同による「広域計画」を令和 6 年度中に策定し、現行計画から移行する予定としている。
- ③広域計画には本市の次期計画に記載される施策・事業についても網羅されるものとなることから、同広域計画策定までの間における本市の地域公共交通施策等を切れ目なく継続して取り組む必要がある。

以上のことから、現行計画の計画終了年度を令和 4 年度から、次期地域公共交通計画（広域計画）の策定（令和 6 年度）までの 2 年間延長するものとし、さらには近年の社会情勢等の変化を鑑み、各施策の計画目標値などの変更を行うものである。

## (2) 主な変更内容

滝沢市地域公共交通網形成計画(平成 29 年9月策定)

該当ページ	変更内容
P2,5	・令和6年度まで延長することを記載 ・上位計画の計画期間の変更
P18	・タクシー事業者の変更(岩手中央タクシー営業所廃止)
P20,37	・岩手看護短期大学閉校による削除
P23	・姥屋敷民営バスの削除(岩手県交通網張温泉線路線廃止)
P37	・地域公共交通活性化再生法の改正【R2 施行】の文言を追加
P40-48	・目標値の修正
P55-58	・公共交通の利便性向上プロジェクトの計画期間延長及び実績の追記
P60-63	・公共交通の認知度向上プロジェクトの計画期間延長及び実績の追記
P65-67	・公共交通の環境改善プロジェクトの計画期間の延長及び実績の追記
P69-72	・多様な主体と連携・協働プロジェクトの計画期間の延長及び実績の追記

## (3) 目標値の修正内容

目標値修正の方針について、目標値①については、地域社会アンケートによる令和4年度の実績値を維持することとする。

目標値②・⑤・⑥については、バス路線数や便数が目標値に直結することから、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化を鑑み、路線バスの利用者数の推移を参考の数値とし、修正したもの。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、路線バス利用者数は約4割減少しているが、各事業の推進により1割程度の改善・向上を図ることとし、平成28年度現況値から3割減の下方修正することとした。

目標値③・④・⑦・⑧については、市の単独事業とし、満足度の向上や検討が可能なことから、令和4年度までの実績等を勘案し、上方修正することとする。

基本目標	番号	指標	現況値 (H28)	目標値 (R4)	目標値 (R6)	修正値
《基本目標1》 新市の「まちづくり」を支える新たな交通網の形成	①	公共交通が便利で利用しやすいと思っている人の割合	35.1%	39.0%	31.8%	7.2%↘
	②	乗り換え・乗り継ぎに対する満足度	9.7%	12.0%	6.8%	6.2%↘
《基本目標2》 誰でも・いつでも安心して利用できる交通環境の構築	③	案内等の情報発信方法に対する満足度	16.2%	20.0%	21.1%	1.1%↗
	④	停留所・待合所の快適性に対する満足度	14.5%	18.0%	18.8%	0.8%↗
《基本目標3》 地域の特徴・特性に応じた交通サービスの提供	⑤	市民における公共交通の利用割合	33.0%	37.0%	23.1%	17.2%↘
	⑥	外出時の公共交通の利用割合	20.3%	23.0%	14.2%	10.8%↘
《基本目標4》 市民協働による持続可能な交通の仕組みづくり	⑦	各主体と連携した交通サービスの実施件数	0件	3件	11件	8件↗
	⑧	地域と協働した公共交通維持に向けた取り組み件数	0件	3件	9件	6件↗